

第25回
青森県景観形成審議会
議事録

平成30年1月22日（月）

日 時 : 平成30年1月22日(月) 午後2時30分から

場 所 : ラ・プラス青い森3階プリムラ

出席者 : 委員 笠神 誠一
委員 椛沢 孝子
会長 河村 信治
委員 木村 光徳
委員 工藤 淳子
委員 熊谷 雄一
委員 篠崎 幸恵
委員 対馬 てみ
委員 鳴海 成二

以上9名出席

議 事

- 1) 田園住居地域等における屋外広告物の規制について
- 2) その他(事務局からの情報提供)

【事務局】

只今から第25回青森県景観形成審議会を開催いたします。

本日は委員12名のうち、9名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

(配付資料の確認 ～省略～)

この後の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、河村会長にお願いいたします。

【河村会長】

それでは議長を務めさせていただきます。今日は皆さん年明けのお忙しい時期にお集りいただき、ありがとうございます。どうかご協力の程よろしくお願いいたします。

慣例により、議事録の署名委員2名を指名させていただきます。今回は熊谷委員、篠崎委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第1号「田園住居地域等における屋外広告物の規制について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(議案第1号「田園住居地域等における屋外広告物の規制について」説明 ～省略～)

【河村会長】

ありがとうございました。ただ今説明がありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。一点目は都市計画法で都市内の農地を積極的に認めていくという流れの中で創設された田園住居地域等ということについて、第一種、第二種低層住居専用地域と同じような扱いで、多少違う点もありましたけれどもほぼ同等な扱いで禁止地域に加えている点、それからもう一つは都市緑地法の中で読み換えられた名称の変更という2点でご説明いただきました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手願います。長い説明でしたので不明な点の確認でも結構です。

【鳴海委員】

鳴海です。説明ありがとうございました。先ほどの説明の中で12の類型があってプラス3つ、今回の田園住居地域が追加になるということによろしかったでしょうか。

【事務局】

元々12あります。今回、田園住居地域が1つ追加になっています。

【鳴海委員】

1つ追加ですか。それで田園住居地域が追加になるというのがわかる資料があるとい

いなと思ったのですが、資料にありましたでしょうか。

【河村会長】

先ほどのパワーポイントは画像が小さくて見えにくかったと思いますけれど、お手元の資料4のパワーポイントのスライド10頁で確認しますと、赤い四角マークの3点が違う点ということで、例えば農産物の直売所、農家レストランであるとか、そういうものは認められていてというふうに、いくつか赤で記載がある部分だけが第一種、第二種低層住居専用地域と異なるということで記載があります。この辺もご確認の上、よろしいでしょうか。

【鳴海委員】

はい、異議なしです。

【河村会長】

では、ご質問、ご意見等無いようでしたのでお返りいたします。議案第1号については原案通り決定することに異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【河村会長】

はい、ありがとうございます。それではご異議ないようでしたので議案第1号については原案通り決定することにいたします。これで本日の諮問による審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、原案の通り議決された旨、答申することといたします。ありがとうございます。

次に、報告事項について事務局の方からご説明お願いいたします。

【事務局】

(その他「事務局からの情報提供」説明 ～省略～)

【河村会長】

はい、ありがとうございました。これは審議ではなくて情報提供ということでございますけれども、この件につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらご自由に発言ください。

知事もインバウンドに大変力を入れているようですし、そういう中で例えば八甲田山のいたずら書きといった問題でしたり、あれは自然環境ですけれども、いろいろな取組が景観的な観点から必要になってくるかと思えます。環境行政と都市計画行政なんかは

一緒になって積極的に協働されていくと言うことは大変結構な事だと思うのですが、どうぞご自由に発言をお願いします。

【鳴海委員】

すみません、今ですね十和田湖関係で満喫プロジェクトと関連させてありましたけれども、この他のエリアでも青森には景観の優れたところがいっぱいあると思うのですが、ジオパークを展開している下北エリアであるとか日本海側のエリアとか、種差もそうですけど種差はもう国立公園になっていますが、十和田湖エリア以外にも景観を重視させていくエリアというのは予定に入っているのでしょうか。

【事務局】

あくまでも、今回の事業は国立公園満喫プロジェクトに関連して施策を進めていくということでございますので、いわゆる八甲田とか休屋、十和田湖地区以外では特に具体的に考えているところは現時点ではございません。

【鳴海委員】

まずはこの地域を重点的に取り組むという理解でよろしいですか。

【事務局】

少し補足しますが、基本的に景観というのは県が主体的に行うというよりはそれぞれの市町村を主体に個性あるまちづくりということで取り組んでおり、むつ市など景観に取り組んでおりますのでそういう市町村が出てきて、県もそれと一緒に協働していくという形になりますので、特にここだけということではなくて、並行的にいろんな地域で景観づくりを行うということになります。

【河村会長】

はい、ありがとうございます。いろんなところでやらなければならない話であると思いますし、景観の質を高めるのと一緒に意識の方も高める必要がありますし、もちろんインバウンドの方も大事ですが、中でも県民市民全体としての意識が高まってこそ、周りから大事にされる景観が生まれると思うのですが、景観教育等もますます盛り上げていかなければならないところだと思います。

余談になりますけれど、この前の八甲田山のいたずら書きなんかは、NHKがすぐ近くで海外の面白い事例紹介ということで、欧米のどこかで雪原にプロポーズの言葉なんかを書いたものが、ほとんど構図は同じなんです。それをユニークなものとして紹介していて、そうすると「いいね」ということでインスタ映えするものとして広まってってしまう。描く対象が国立公園内のデリケートなものなのか、それともただの大雪原という用語弊があるかもしれませんが、そういうところなのかということも、まだ意識として皆さんに共有できていない部分が多々あるのだろうということもあります。ここ

では特に自然環境というより、この事例に関して言えば、古い歴史的なまちなみ景観を積極的に保全、活用しましょうというニュアンスだと思います。課題としてあることは五万とあるというような気がします。

どうぞ、ご自由に発言ください。

【篠崎委員】

ご説明ありがとうございます。頭のところのご説明で青森県における景観行政団体のパーセンテージが出ておりました、全国的なところと比較しまして、ちょっと低いところがございます。今回のこのプロジェクトを進めた結果、外国人の方のみならず、本当にとってもいい場所で、国内でもっと知っていただきたいと思う場所ですので、観光、それから温泉とかでも、とてもいい場所ですよ。ですので、集客をした結果、景観行政団体が「県内でここが変わりました。じゃあうちでもやってみよう。」とか、そんなところの火付け役みたいになるといいなという風に思っております。それとともに、景観行政団体として、景観法が出来てから10年経って、規模に関わらず積極的に手を挙げているところがある一方で、青森県がなかなかそうならない理由というか、何かあるのでしょうか。私は埼玉の方からお邪魔しているのですが、本当に回ってみても素晴らしい、景観だけでなく、独特の文化とか合わせてもそういったものがある場所だと感じておりますので、そのあたりのことはどうなのでしょうかと質問でした。

【事務局】

ストレートにいうと、そんなに進んでいないのですが、やはり意識として景観に取り組んで、どういったメリットがあるのかというところが、特に行政であまりわかっていないといいますか、先ほど言われたとおり、こうしたらこう変わるというような参考事例をなかなか共有できていないところがあると思います。ただやっぱり景観という面倒くさそうなんです、ざっくりばらんに言うと、景観というのは普段生活してきた積み重ねで出来ていくものなので、普段きちっとしていればいいものが出てくるという意識を我々行政側と、先ほど河村会長が言いましたとおり、市民の皆さんのそういった意識を醸成していく必要があるのかなということで我々も反省して頑張りたいなと思っております。

【河村会長】

今まであまり（景観が）崩れてなかったということでしょうね。崩れ始めると途端に意識は変わると思いますが、そこは先手を打っていかないといろんなところでせつかくの景観が崩れてしまうような危機感はあるんじゃないでしょうか。

【対馬委員】

ちょっと広告物のこととは違うのですが、景観のことについてふっと思っていること

があるんです。それこそ原発が人間にとって悪いと言うことで下火になってきて、その代わりと言うようにして風力発電の方が取上げられてきています。それで、この先考えていったら、自然の力を利用した風力発電が望ましい姿だとは思いますが、ある日突然、私の大好きな海の向こうに見える岩木山のその横にぼんと（風車が）建ってしまったんです。それで、景観を考えて、広告を立てたりするときも許可が必要なところとかあって区分がありますよね。そのような建物を建てるときにも、そのような許可とかがあるものだったかなというのと、個人の土地の中に建てるのであれば、それは自由だと言われればそれまでなのですが、意識を高めることと合わせてその辺の規制がどのようなものになっていたかなと思っていました。

【河村会長】

まず、風車の建築許可等についてはどうなっていますか。

【事務局】

普通の建築物等であれば建築確認を受けなければなりません。中・小型風力自体は、建築確認の申請の必要がなく、青森県の場合ですと、青森県景観条例で県内4つの景観行政団体以外の地域については、中・小型風力で13メートル以上のものが建つ場合は、県に届出がなされます。その上で、景観に悪影響を与えないと判断されると、適合通知を出すということになっています。建築確認申請の必要はなく、景観条例での届出の必要はあります。

【河村会長】

私も不勉強でちゃんと知らないんですけど、風車にしてもメガソーラーにしても方法としては良いと考えられている中に、いろんなところの土地利用や景観のバランスを考えながらやらないと、その辺は注意していかないといけないところではあります。

【対馬委員】

本当にそんな気がします。私の大好きなふるさとの景色が変わったので。

【事務局】

県が規制する場合は、緩やかな規制であり、細やかな規制はなかなか出来ないんです。風車が建つ場合でも派手な色とかはやめてくれと言うことはできるのですが、建てるなどということはなかなか出来ないことであり、そういう厳しい制限は市町村という細かい地域が自分のところを大事にしたいんだというときに、もう少し狭い範囲で大きな規制をかけていくということが基本になってくるかと思しますので、市町村に期待するところが大きくなってきます。

【河村会長】

今後ますます考えながらやっていかなければならない問題ということは確かです。

【対馬委員】

自然の中で育って、この自然の美しさに励まされてきた人間としては、この先見つめていかなければならないものは大きいなということと、これから暮らしていく子どもたちにとっても、どれだけ素晴らしいところなのかということを感じさせていく方法を考えていかなければならないなと感じている次第です。今日のテーマとは離れているかもしれないですけども。

【河村会長】

各自治体単位でいろいろな議論を重ねていかなければならない問題だと思います。せっかくですので、皆さん意見を言っていただけますか。不明な点の質問でも結構です。

【篠崎委員】

今のお話を伺って、私がこの審議会にお邪魔するきっかけとなった市民任意団体の公共の色彩を考える会という、色彩をテーマに景観を考えていく団体がありました。その中で、色については騒がしい色と書いて「騒色」というのが街の中にある日突然出来てしまったと。それに対して、声を上げるということ、出来てしまっしょうがないではなくて、出来てしまったことに対して、これはいかがなものでしょうか、本当に強いことをいう方は、塗り替えましょうとか、こういった運動もやっていました。それは、実際に塗り替わった事例もあれば、だめだった事例もありますけれども、そういう気持ちを出していくということは、出来てしまったから諦めるということではなくて、こういう考えもあります、こういう事も大事だと思います、というのを表明していくことも大事で、景観は5年10年先の未来のことを見据えて考えていくことなので、次に建ってしまうことの抑止みたいなことにもなっていくしますので、ぜひそういうお声は地元の方の声が一番だと思うんですね。ですので、上げていただきたいなと思いますし、私自身も電力の問題は重要だと思うのですけれども、メガソーラーのこともそうなんですけれども、瀬戸内の方のある島では、景観を大事にしている、山のてっぺんに大きなパネルを設置することに反対運動が起こったりもしておりますし、自然の発電でなくても、プラス景観と考えたときに問題となりうることもあります。風力発電のことも実際そういった話を聞いておりますので、ぜひ景観の視点でお声を上げて、続けていただきたいなと思います。

【対馬委員】

小さな村の小さな声ですけど、そこに生きている一人の人間として、私は子どもたちとか地域の方と、「あそこ（風車）がなければもっと素敵だったのになあ」ということを言い合いたいし、もっと気づかせたいと思います。

【河村会長】

自然エネルギーと再生可能エネルギーの足を引っ張るわけではないのですが、色々な方法で開発が進んでいますし、青森県でも波であったり、地中熱であったり技術的にどんどん実現されていくと、ただ大規模な風車やメガソーラーを作るのではなく、きめ細かい方法をもって駆使していくことが自然エネルギー、再生可能エネルギーの展望としては有効ですし、風土との共存を考えていかなければならない問題だと思います。

【対馬委員】

ありがとうございます。私ももう少し勉強しなくちゃ。

【篠崎委員】

今、河村先生がおっしゃったことで思うのですが、風土とそこの特徴を活かした景観もそうですし、そういうエネルギー政策も含めて、青森県に来て思うのは、私は埼玉ですので、まず海がないんですね。それからちょっと山が秩父にあるんですが、基本的に平らなんですね。青森県は海があり、水力とかいろんなことが出来ると思いますので、今おっしゃったことは共感いたします。

【河村会長】

時間も限られてまいりましたけれども、せっかくですから思いついたことでも結構ですのでありませんか。

【椋沢委員】

国立公園満喫プロジェクトに関してですが、私はインバウンドという意味では外国人の方をご案内したりすることがございまして、皆さん自分がスタンダードなんですね、季節感ですとか。例えば日本国内においても桜の季節とか紅葉の季節というのは、中央と青森では時期がずれていると思います。そういう意味で、雪の白とか桜のピンクとかそういうことも含めて季節を具体的に、この地域はこの季節というようなことも活かされるといいのかなと思いました。

【河村会長】

ありがとうございました。あと、よろしいですか。

それではこれで本日の審議を終了させていただきたいと思います。委員の皆様方にはお忙しい中、ご参集いただき議題について検討いただきまして誠にありがとうございました。

これで第25回青森県景観形成審議会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。それでは、進行を司会にお返しいたします。

【事務局】

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただき、内容についてご検討いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第25回青森県景観形成審議会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。